

# チケットの払戻を受けず、寄付をお考えの皆様へ 『税優遇制度』のご案内

新型コロナウイルスの影響により中止等となった各種イベントのチケットを払い戻しせずに寄付することによって税優遇の対象となる制度を政府が創設したことを受け、「GOHCAGO～御加護～」が文化庁より指定を受けましたのでお知らせします。

チケットの払い戻しを受けずに寄付され、税優遇を受ける場合は9月30日（水）必着で、下記の通り手続きをお願いします。

## 【お手続き方法】

- 1] 「**払戻請求権放棄に係る申請書**」を必要事項を記入、印刷し、お手元のチケットとともに9月30日（水）必着で、下記まで特定記録郵便にてご郵送ください。

※普通郵便での未着事故は責任を負いかねますのでご注意ください。

＜払戻請求権放棄に係る申請書＞

以下よりダウンロードしてください。

【東京公演】

■[Wordファイル](#)

■[PDFファイル](#)

【大阪公演】

■[Wordファイル](#)

■[PDFファイル](#)

＜申請書とチケットの送付先＞

〒154-0001 東京都世田谷区池尻2-34-18-603

『GOHCAGO』払戻し係

- 2] 申請書とチケットの到着後、1～2ヶ月程度で「払戻請求権放棄証明書」「指定行事証明書」を発送します。

- 3] 翌年にご自身で確定申告を行ってください。

※税優遇を受けられる具体的な流れ、よくある質問については[文化庁のウェブサイト](#)をご参照ください。

お問い合わせは「GOHCAGO」事務局までお願い致します。

TEL：03-4405-5016 / 06-6356-6788（平日10時～17時）

メールでのお問合せは [gohcago@doubt-works.com](mailto:gohcago@doubt-works.com)